

第 32 回

農業委員会総会議事録

平成 26 年 2 月 27 日(木)

幕別町農業委員会

第 32 回幕別町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成 26 年 2 月 27 日（木）午後 2 時 00 分から午後 2 時 55 分まで
- 2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室
- 3 出席委員（23 名）

会長	25 番	杉坂	達男
会長職務代理者	24 番	谷内	雅貴
委員	1 番	国枝	隆幸
	2 番	香西	浩志
	3 番	前川	厚司
	5 番	大道	健實
	6 番	小原喜久雄	
	7 番	石川	雅洋
	9 番	向井	知己
	10 番	杉本	義昭
	11 番	鯖戸	英明
	12 番	田邊	忠幸
	13 番	高橋	秀樹
	14 番	鬼頭	良市
	15 番	東口	政秋
	16 番	蛭原	一治
	17 番	森	勤子
	18 番	中島	孝
	19 番	白木	孝和
	20 番	岡崎	稔
	21 番	宗廣	武夫
	22 番	加藤	宏
	23 番	齊藤	一男
- 4 欠席委員（1 名）

8 番	尾藤	欣二
-----	----	----
- 5 議事日程
 - 1) 開会
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 諸般の報告
 - 4) 報告
 - 第 1 号 北海道農業会議第 2 回地区別農業委員会会長・事務局長研修会について
 - 第 2 号 平成 25 年度十勝農業委員会連合会研修会について
 - 第 3 号 平成 27 年度農業政策と予算に関する要望意見について
 - 第 4 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
 - 第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可について
 - 第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可について
 - 第 7 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

6) 議案

- 第1号 農用地の買入協議に係る要請について
- 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋 宏邦
忠類支局長	天羽 徹
農地振興係長	鯨岡 健
忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
農地振興係主査	佐瀬 洋美
農地振興係主事補	川本 貴士

7 会議の概要

議長	それでは、定足数に足しておりますから、ただいまから第32回農業委員会総会を開催いたします。
議長	議事録署名委員を会義規則第13条2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に13番高橋委員、16番蛭原委員を指名いたします。
議長	次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、8番尾藤委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。
議長	それでは、報告第1号「北海道農業会議第2回地区別農業委員会会長・事務局長会議」ならびに報告第2号「平成25年度十勝農業委員会連合会研修会について」を一括議題といたします。私の方から1号と2号合わせて報告を申し上げます。資料は右端に報告第1号と書いてあるものになります。 第1号の報告ですが、1月29日に会議が開催されました。その中では農業委員会を巡る情勢について報告が農業会議からございました。資料に付してあると思います。それから今回のTPP関係の閣僚会議、その他についてのTPP関係の情勢が報告されております。さらには新しい農政改革の元で農林水産業、地域の活力創造プラン等についての具体的な中身を報告されました。合わせて25年度の補正予算、さらには26年度の当初予算についても報告がありました。中でも農地中間管理機構と農業委員会の関わりがどのようになるか、あるいは市町村と農業委員会がどんな関わりになるか、非常に分かりにくい状況のままの報告でありましたために、十分な理解はないと思って差し支えはないかと思いますが、これらについてはきちんとした内容が精査されて報告され、また、各市町村でもそういったルールにのって事業展開を進めるということになるかと思っています。それからこの会議では早くから申し上げておりますように、日

本の農政が米農政から始まり、都道府県の農業の実態が政策等に反映するために地方の内容が非常に網羅的になってしまっています。言い換えれば北海道というような日本の食糧基地でありながら、そういった政策が北海道の地域の中から生まれていかないというような実態があるということを各農業委員会からも指摘があり、そういった要望・意見がありました。

次に2月14日に行われました農業委員会の研修会、これは会長・代理・事務局長の3者それぞれが集まりました研修会であります。この中でも今回の中間管理機構についての内容等が農業会議から報告されまして、その内容の部分的な点を佐久間事務局長から説明がありました。大まかに言って今回の改正の要点は受け手に対する支援策がない、言い換えれば規模拡大交付金がありましたが、これらについては廃止されていると。出し手については地域集積協力金がそれぞれ配分されていくというような内容のものは出来ておりますが、これについても非常に末端まで十分理解のできるような状況には至っていないところであります。

実は先般、当委員会の農政部会がこれらについて検討いたしました結果、今まで農協役員との研修をやっておりましたが、これについては本年は農政部会が中心になってこれらの説明というか研修を少し時間をかけてやりたいというような話がありました。後程事務局長からこの日程等についての話もあるかと思いますが、内容をよく理解したうえで農業者の皆さんとの意見交換、あるいは情報の共有をしてまいりたいというようなことです。少し時間をかけなければ一朝一夕にこれらは十分我々がわかりましたというような理解に達しないような部分がたくさんありまして、私自身も何度説明を受けてもわかりにくいといった状況であります。したがって農政部会が今計画をしておりますような説明会等において十分理解が得られるような機会をとらえてまいりたいと考えております。

以上、2つの報告を合わせて申し上げます。特に何かご意見、ご質問がありましたら伺いたいと思います。ございませんか。

議長

それでは次に報告第3号「平成27年度農業政策と予算に関する要望意見について」を議題といたします。事務局から申し上げます。

事務局

報告第3号「平成27年度農業政策と予算に関する要望意見について」。平成27年度農業政策と予算に関する要望意見について、次のとおり十勝農業委員会連合会を通じ北海道農業会議へ提出したので報告いたします。平成27年度農業政策と予算に関する要望意見につきましては、本町においては11月25日に農政部会で協議、11月28日開催の第29回総会で決定頂きまして、12月11日に幕別町ならびに幕別町議会に対し農業政策等に関する要望書を提出いたしております。これと同じ内容を十勝農委連を通じ北海道農業会議へ提出し、国、それから道へ働きかけを要請するものでございます。内容につきましてはTPP交渉参加への対応について、農業基盤整備予算の確保について、有害鳥獣の駆除対策について、農業委員会組織体制と関係予算の確保についての4項目でございます。要望の内容、理由につきましては記載のとおりでございます。以上で説明を終わりますので宜しくご審議のほどお願いいたします。

議長

ただいま事務局長から説明がありましたような内容をもって要望、意見とし

議長	ているということのご確認を頂くことであります。これについては昨年秋から積み上げてきたものを具体的に北海道を通じて国に出していくというような順序になっております。ただいまの報告第3号の内容等についてご質問、ご意見ありませんか。 (発言なし) それではないようですから、当委員会としての意見・要望については以上のとおりいたします。
議長	次に、報告第4号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から1番から5番を説明いたします。
事務局	報告第4号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は議案書3ページ4ページの5件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第4号1番から5番について説明いたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第4号1番から5番については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第5号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。報告第5号1番を説明いたします。
事務局	報告第5号「農地法第4条の規定による許可について」。農地法第4条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書5ページの平成26年1月30日、第31回総会で審議された1件です。内容につきましては記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、平成26年2月20日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第5号1番を説明いたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですから、報告第5号1番は報告のとおり承認されました。

議長	次に、報告第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を議題といたします。それでは報告第 6 号 1 番を説明いたします。
事務局	報告第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可について」。農地法第 5 条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書 6 ページの平成 26 年 1 月 30 日、第 31 回総会で審議された 1 件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し平成 26 年 2 月 20 日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第 6 号 1 番について説明をいたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですから、報告第 6 号 1 番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第 7 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。報告第 7 号の 1 番を説明いたします。
事務局	報告第 7 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告いたします。町公社が今月 18 日に利用調整を行った案件であります。内容につきましては記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第 7 号の 1 番を説明いたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですから、報告第 7 号の 1 番は報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第 1 号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第 1 号 1 番を説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 1 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の案件は、報告第 7 号の幕別町農業振興公社が行った利用調整のうちの 1 件でございます。幕別町に対しまして農業経営基盤強化促進法第 13 条の 2 第 1 項に基づき要請するものでありますので宜しくご審議のほどお願いいたします。
議長	ただいま、議案第 1 号の 1 番を説明いたしました。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第1号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第1号1番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第2号の1番から4番を説明いたします。
事務局	【議案第2号1番から4番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容はお手元にございます別添農業基盤強化促進法第18条調査書の1ページ2ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
24番	説明いたします。これらの案件につきましては更新案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の1番から4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第2号の1番から4番は原案のとおり可決しました。
議長	それでは次に議案第2号の5番と6番を説明いたします。
事務局	【議案第2号5番、6番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満

	たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。
11 番	説明します。この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 5 番と 6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第 2 号の 5 番と 6 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 2 号の 7 番から 10 番を説明いたします。
事務局	【議案第 2 号 7 番から 10 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 4 ページ 5 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。
14 番	ご説明申し上げます。これらの案件については更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。宜しくお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号 7 番から 10 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号 7 番から 10 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 2 号の 11 番、12 番を説明いたします。

事務局	【議案第2号11番、12番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書6ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。
21番	説明いたします。この案件につきましても更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定には問題ないと思っております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号11番、12番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号の11番、12番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第2号の13番、14番を説明いたします。
事務局	【議案第2号13番、14番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書7ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。
5番	説明いたします。この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号13番、14番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号13番、14番は原案のとおり決

	しました。
議長	次に議案第 2 号の 15 番、16 番を説明いたします。
事務局	【議案第 2 号 15 番、16 番を議案書をもとに朗読】
事務局	16 番の支払方法は、毎年 3 月 30 日までの口座振込で、公告日から 30 日以内に支払うこととなっております。
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 8 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。
14 番	ご説明申し上げます。この案件につきましては、今月 18 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。宜しく申し上げます。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号の 15 番、16 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号 15 番、16 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 2 号 17 番から 20 番を説明いたします。
事務局	【議案第 2 号 17 番から 20 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 9 ページ 10 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11 番	説明いたします。これらの案件につきましては、今月 18 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号 17 番から 20 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号 17 番から 20 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 2 号の 21 番、22 番を説明いたします。
事務局	【議案第 2 号 21 番、22 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 11 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
13 番	説明いたします。これらの案件につきましては、今月 20 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいますので今回の利用権の設定については問題ないと思います。宜しくをお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号 21 番、22 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号 21 番、22 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 2 号の 23 番と 24 番を説明いたします。
事務局	【議案第 2 号 23 番、24 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 12 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
20 番	説明いたします。この案件につきましては、1 月 23 日に町公社が利用調整

	を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号23番、24番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号23番、24番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第2号25番を説明いたします。
事務局	【議案第2号25番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書13ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。
2番	ご説明申し上げます。この案件につきましては、昨年11月に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号25番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号25番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第2号26番を説明いたします。
事務局	【議案第2号26番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書13ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。
14 番	ご説明申し上げます。この案件につきましては、昨年 11 月に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。宜しく申し上げます。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号 26 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号 26 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 2 号 27 番を説明いたします。
事務局	【議案第 2 号 27 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 14 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。
23 番	説明いたします。この案件につきましては、昨年 11 月 21 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用調整については問題ないと思います。以上で終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号 27 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号 27 番は原案のとおり決しました。
議長	次の議案第 2 号 28 番でありますけれども、小原委員が議事参与になりますから終わるまで退席をお願いいたします。 (6 番小原委員退席)

議長	それでは、議案第 2 号の 28 番について説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 28 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 14 ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。
16 番	説明します。この案件につきましては、昨年 12 月 19 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。詳細につきましては事務局説明のとおりでございます。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案 2 号 28 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号 28 番は原案のとおり決しました。 (6 番小原委員着席)
議長	次の議案第 2 号 29 番について、岡崎委員が議事参与になっております。終わるまで退席をお願いいたします。 (20 番岡崎委員退席)
議長	それでは、議案第 2 号の 29 番を説明いたします。
事務局	【議案第 2 号 29 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 15 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16 番	説明します。この案件につきましては、昨年 12 月 19 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。詳細につきましては事務局説明のとおりでございます。

議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の29番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号29番は原案のとおり決しました。 (20番岡崎委員着席)
議長	次に、議案第2号の30番を説明いたします。
事務局	【議案第2号30番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書15ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。
14番	ご説明申し上げます。この案件につきましては、先月買入要請を行ったものでございます。譲受人は農地保有合理化法人であるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。宜しく申し上げます。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号30番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号30番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第2号の31番と32番を説明いたします。
事務局	【議案第2号31番、32番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書16ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは地区担当委員から、補足の説明をお願いいたします。
20 番	説明をいたします。この案件につきましては先月買入要請を行ったものでございます。譲受人は農地合理化法人であり今回の所有権の移転については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号 31 番と 32 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号 31 番と 32 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。第 3 号の 1 番を説明いたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添農法第 3 条調査者 1 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足の説明をお願いいたします。
13 番	説明いたします。2 月 21 日、石川委員、鯖戸委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。宜しくをお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 3 号 1 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 3 号の 2 番を説明いたします。

事務局	【議案第 3 号 2 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 2 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足の説明をお願いいたします。
5 番	説明いたします。去る 2 月 21 日、石川委員、鯖戸委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細は、事務局のご説明のとおりでございますので、宜しくをお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号 2 番は原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 3 号 2 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 4 号の 1 番を説明いたします。
事務局	【議案第 4 号 1 番を議案書をもとに朗読】
事務局	なお、770 から 774 番地についてですが、公図を取って確認しておりますが、地番堺が確定しておりませんので、このような表記になっております。
事務局	この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間 1 年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されておりますとおりでございますので、宜しくをお願いいたします。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
10 番	説明いたします。この案件につきましては、去る 2 月 21 日、石川委員、鯖戸委員、事務局とで現地を確認いたしましたが、周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細については、事務局の説明のとおりでございますので宜しくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決しました。

議長

次の案件は鯖戸委員が議事参与になります。終わるまで退席をお願いいたします。それでは議案第4号の2番について説明をいたします。

(11 番鯖戸委員退席)

事務局

それでは、議案第4号の2番について説明をいたします。

事務局

【議案第4号2番を議案書をもとに朗読】

事務局

この案件は、農家住宅の建設に伴う転用でございます。なお農地区分は第1種農地であります。第1種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべき者の育成、確保のための施設として位置付けられた農家住宅への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添審査表に記載されておりますとおりでございます。宜しくをお願いいたします。

議長

それでは地区担当委員から、補足の説明をお願いいたします。

14 番

ご説明申し上げます。この案件につきましては、本来地区担当委員は鯖戸委員であります。議事参与にあたりますことから私の方からご説明申し上げます。この案件につきましては、第31回総会の農振除外案件として1月24日に現地を確認しております。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細については事務局ご説明のとおりでございます。宜しくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第4号の2番は原案のとおり決しました。

(11 番鯖戸委員着席)

議長

本日の総会で予定をしております案件は以上であります。これをもちまして
第 32 回農業委員会総会を閉会いたします。

上記の会議の顛末を記たことに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

13 番

印

16 番

印

議長

印